

新型インフルエンザ対策について

国内で感染者が初めて確認されてから10日あまり経過した。この間、兵庫県、大阪府では、高校生を中心に若い人への感染が多数報告され、全国に広がっている。

隣県での発生であり、県では、監視体制を強化してサンプル検査を行っているが、現時点では県内では確認されていない。今後、県内で感染者が確認された場合には、県では、感染が拡大し県民への健康被害が生じないように、関係機関と連携を密にして万全の体制を整えている。

1 国内の患者発生状況（新聞情報等、5月27日6時現在）

・患者数：1都2府6県、354人

内訳：兵庫180、大阪153、東京3、滋賀・京都・埼玉・神奈川2、福岡・静岡1、検疫8

2 発熱相談センターでの相談状況（国内発生以降）

月日	5/16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
件数	93	301	958	1,085	863	916	867	502	443	631	482	7,141

3 発熱外来医療機関の確保

発熱外来医療機関を16病院確保しており、このうち10病院については公表し、患者の方が迅速に受診できる体制を構築した。

今後より多くの医療機関で対応可能となるよう、働きかけてまいりたい。

4 抗インフルエンザウィルス薬の備蓄状況

タミフル等は、既に16万2千人分を備蓄済みで、更に、国の3年計画の方針を1年短縮し、今後2年間で約22万人分を追加備蓄する計画である。本年度分の約11万人分は、納入時期の前倒しをメーカー側と調整し、タミフルは9月末までに、リレンザは年内に取得できることとなった。

5 今後の対応について

新型インフルエンザが県内で発生した場合は、県新型インフルエンザ対策本部を開催し、感染拡大等の状況を踏まえて決定した方針に基づき、学校、社会福祉施設等の臨時休業等の具体的な要請を行うこととしている。

また、今般の事態を踏まえ、保健所等が行う患者発生時の疫学調査等に使用する個人防護具や来年度備蓄予定の抗インフルエンザウィルス薬約11万人分についても、追加備蓄のための購入等について検討している。

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針

	①発生患者と濃厚接触者への対応	②医療・発熱外来	③学校・保育施設等	④確定診断 (PCR検査)	⑤検疫
(1) 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者（患者と疑われる者を含む。）については、感染症指定医療機関等への入院とし、抗インフルエンザ薬を用いて適切に治療し、新たな感染を防ぎ、感染源を減らすよう努める。 ○ 濃厚接触者に対し外出自粛等の要請をする。 ○ 濃厚接触者に対し予防投与と健康観察を行う。 ○ 医療従事者や初動対処要員等がウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を要請する。 ※ 休業の要請については、一週間ごとに検討する。 ○ 解除後に患者が発生した学校・保育施設等については、個別に臨時休業を要請する。 ○ 大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。 	<p style="text-align: center;">【患者が発生していない地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学級閉鎖などインフルエンザ様症状を有する者の増加等が見られる場合、新型インフルエンザかどうかを判別するために、新型インフルエンザウイルスの確定診断のための検査（PCR検査）を積極的に活用する。 <p style="text-align: center;">【一定以上の患者が発生している場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行う。（ブース検疫） ※ ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。 ○ 検疫において患者を確認した場合は、当該患者については引き続き隔離措置とする。
(2) 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎疾患を有する者等は初期症状が軽微であっても優先して入院治療を行う。 ○ 基礎疾患を有する者等であるかどうか明確でない人でも重症化の兆候が見られたら、速やかに入院治療を行う。 ※ 最大の目標は、基礎疾患を有する者等の重篤化を最小限に抑えることである。 ○ 軽症者は、自宅で服薬、療養し、健康観察を実施する。 ○ 濃厚接触者に対し外出自粛等の要請をする。 ○ 自宅療養する軽症者の家族の中で基礎疾患を有する者等や、基礎疾患を有する等の医療従事者及び初動対処要員等がウイルスに暴露している場合は、予防投与を行う。 ※ その他は、予防投与は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者の協力の下、対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を行うことを可能とする。 ○ 外来については、一般の患者と新型インフルエンザ患者が動線にて交わらないよう、入口等を分ける、あるいは診療時間帯を分けるなど最大の注意を払う。 ※ 特に基礎疾患を有する者等への感染防止に努める。 ○ 入院については一般病院においても重症者のための病床を確保する。 ※ 特に基礎疾患を有する者等への感染防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校・保育施設等で患者が多く発生した場合、当該学校・保育施設等の生徒等を感染から守るために、当該学校・保育施設等について臨時休業とする。 ○ 大学に対しては、休業も含め、できる限り感染のスピードを遅らせるための運営方法を工夫するよう要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな地域での患者発生を把握する観点から、検査に優先順位をつけて運用する。（患者が発生していない地域からの検体を優先して検査を実施するなど） ○ 今後は、PCR検査は、新型インフルエンザ発生国あるいは発生地域において患者との接触が強く疑われ、かつ、発熱等の症状がある者に対し、優先的に行う。なお、季節性インフルエンザのサーベイランスを強化し、新型インフルエンザの発生動向を捉える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃厚接触者に対しては、停留を行わず外出自粛を要請するなど、より慎重な健康監視とし、居住地等の都道府県等に対して速やかに連絡をとる。 ・ その他の同乗者については、健康監視の対象とはせず、健康状態に異常がある場合には、発熱相談センターへの連絡を徹底する。

※ 重症者には、基礎疾患のため、重症化しやすい者を含む